

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

施行令第 7条第9 号に掲げ る施設	建築物	Aに0.01を乗じ、 これを12で除して 得た額
	その他のもの	
施行令第 7条第1 0号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物	Aに0.007を乗 じ、これを12で除 して得た額
	その他のもの	
施行令第	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	1月1平 方メート ルにつき

7条第1 1号に掲 げる応急 仮設建築 物	上空に設けるもの	Aに0.022を乗 じ、これを12で除 して得た額
	その他もの	Aに0.031を乗 じ、これを12で除 して得た額

」

を

「

施行令第 7条第8 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下 を除く。）に設けるもの	Aに0.008を乗 じ、これを12で除 して得た額
		Aに0.017を乗 じ、これを12で除 して得た額
		Aに0.004を乗 じ、これを12で除 して得た額
		Aに0.006を乗 じ、これを12で除 して得た額
		Aに0.007を乗 じ、これを12で除 して得た額
		Aに0.025を乗 じ、これを12で除 して得た額
施行令第 7条第9 号に掲げ る施設	建築物	Aに0.01を乗 じ、これを12で除して 得た額
	その他もの	Aに0.007を乗 じ、これを12で除 して得た額

1月1平  
方メート  
ルにつき

施行令第 7条第1 0号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物	Aに0.022を乗 じ、これを12で除 して得た額
	その他もの	Aに0.007を乗 じ、これを12で除 して得た額
施行令第 7条第1 1号に掲 げる応急 仮設建築 物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗 じ、これを12で除して 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗 じ、これを12で除 して得た額
	その他もの	Aに0.031を乗 じ、これを12で除 して得た額

」

に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

食事施設等に係る道路占用料を新設するため、この条例を制定するものであ  
る。